

第19期 事業年度（令和元年度）

事業報告書

独立行政法人家畜改良センター

目 次

1 法人の長によるメッセージ

(1) 家畜改良センターについて-----	1
(2) 当事業年度の業務の成果について	
ア 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善 等-----	2
イ 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供 給等-----	4
ウ 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給 等-----	7
エ 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査-----	9
オ 調査・研究及び講習・指導-----	9
カ 家畜改良増殖法等に基づく検査-----	10
キ 牛トレーサビリティ法に基づく事務等-----	11
ク その他センターの人材・資源を活用した外部支援-----	12

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的-----	13
(2) 業務内容-----	13

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）----- 14

4. 中期目標

(1) 概要-----	15
(2) 一定の事業等のまとめりと目標-----	16

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等----- 17

6. 中期計画及び年度計画----- 19

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況-----	25
(2) 役員等の状況-----	26
(3) 職員の状況-----	27
(4) 重要な施設等の整備等の状況-----	28
(5) 純資産の状況-----	28
(6) 財源の状況-----	29
(7) 社会及び環境への配慮等の状況-----	30

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	
（１）リスク管理の状況-----	3 1
（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況-----	3 1
9. 業績の適正な評価の前提情報 -----	3 3
10. 業務の成果と使用した資源との対比	
（１）自己評価-----	3 9
（２）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況----	4 2
11. 予算と決算との対比 -----	4 3
12. 財務諸表	
（１）貸借対照表-----	4 4
（２）行政コスト計算書-----	4 5
（３）損益計算書-----	4 5
（４）純資産変動計算書-----	4 6
（５）キャッシュ・フロー計算書-----	4 6
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	
（１）貸借対照表-----	4 7
（２）行政コスト計算書-----	4 7
（３）損益計算書-----	4 7
（４）純資産変動計算書-----	4 7
（５）キャッシュ・フロー計算書-----	4 8
14. 内部統制の運用に関する情報 -----	4 9
15. 法人の基本情報	
（１）沿革-----	5 2
（２）設立に関する根拠法-----	5 2
（３）主務大臣-----	5 2
（４）組織図-----	5 3
（５）事務所（従たる事務所を含む）の所在地-----	5 6
（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況-----	5 6
（７）主要な財務データの経年比較-----	5 7
（８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画-----	5 8
16. 参考情報	
（１）要約した財務諸表の科目の説明-----	6 1
（２）その他公表資料等との関係の説明-----	6 4

1. 法人の長によるメッセージ

(1) 家畜改良センターについて

我が国の畜産は、食生活の多様化・高度化等を背景として順調に成長し、農業総産出額の約3割を占め、生産資材の供給や畜産物の処理・流通等の関連産業を含め、地域社会の活性化や地域経済の維持、国土資源の有効利用等多様な役割を果たしつつ、着実に発展してきました。

しかしながら、近年、飼料穀物価格の高騰や国内外での伝染性疾病的発生などにより、その存続基盤が大きく揺らいでいる状況にあります。

このような中、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、我が国における畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献することを使命とし、家畜の育種改良、遺伝資源の保存、飼養管理技術の改善、優良な飼料作物種苗の供給による自給飼料の生産拡大に努めています。また、種畜及び飼料作物種苗の検査、牛個体識別システムの的確な運営を通して、安心・安全な畜産物の確保に努めるとともに、伝染性疾病的や自然災害が発生した場合の緊急対応の実施により地域の畜産の支援を行っています。これらの民間では採算性や技術などの面で実施困難なリスクの高い業務への取組を通じ、畜産農家や消費者のニーズに応えるべく様々な業務を行っています。

当事業年度は、年度計画に従い、以下の業務に取り組みました。

- ア 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等
- イ 畜産物の需要の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等
- ウ 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等
- エ 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査
- オ 調査・研究及び講習・指導
- カ 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）等に基づく検査
- キ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）（以下「牛トレーサビリティ法」という）に基づく事務等
- ク センターの人材・資源を活用した外部支援

(2) 令和元年度の業務の成果について

ア 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等

- ① 改良増殖に係る目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊について、全国的な改良を進めるため、関係者との意見・情報交換を行い、積極的に指導的役割を果たしました。また、新たな家畜改良増殖目標の策定に当たり、全畜種にわたって、委員を派遣し、新たな目標の策定に貢献しました。

さらに、センター産種畜等の供給は、各地域における家畜の銘柄化へ寄与しました。

- ② 全国的な改良を推進するため、乳用牛、肉用牛及び豚の遺伝的能力評価を定期的に実施するとともに、遺伝的趨勢を公表しました。

乳用牛の泌乳形質についてはホルスタイン種及びジャージー種、肉用牛の産肉形質については黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種、豚の産肉形質についてはバークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種の遺伝的能力評価を行うとともに、遺伝的趨勢を公表しました。加えて、分析結果については、乳用牛では能力上位牛の公表、肉用牛では品種ごとにと畜分全国集計（枝肉成績等）の公表、豚では協力農家に対する育種価の提供を行うなどしました。また、ホルスタイン種の国際能力評価に参加し、海外種雄牛について、総合指数を含む我が国における遺伝的能力評価値を公表しました。

さらに、ゲノミック評価については、ホルスタイン種の種雄牛及び経産牛に加え、候補種雄牛やドナーの早期選抜に利用できるよう、若雄牛や未經産牛については毎月評価を実施し、その結果を農家に提供しました。また、年々、精度を高めている黒毛和種及び褐毛和種（熊本系）の若雄牛及び若雌牛等についても、毎月評価を実施する体制を整備し、共同研究に参加している各県の機関が一塩基多型（SNP）情報を得たら直ちに遺伝的能力の情報を得られるよう、評価結果を提供しました。

遺伝的能力評価手法の改善のため、畜種ごとに評価技術検討会を開催し、学識経験者等との意見・情報交換を行い、SNP情報を活用したゲノミック評価について評価項目を増やすための検討を進めました。この取組から、ホルスタイン種における未經産牛の在群期間の評価を新たに開始しました。また、黒毛和種の繁殖性を評価するため、センターで飼養する繁殖雌牛の分娩難易に関するデータを収集・分析し、最適な評価モデルの結論が得られたことから、ゲノミック評価を試行し、実用化に道筋をつけました。さらに、豚の肢蹄の強健性を評価するため、センターで飼養する種豚の肢蹄のつなぎ評価値（豚の肢蹄の状態を5段階で評価した値）を収集・分析し、肢蹄のつなぎ評価値を利用した評価モデルは育種選抜に応用できることを確認しました。

- ③ 都道府県等と連携しつつ、申請のあった5,497頭の牛、豚及び馬の種畜について、家畜改良増殖法に基づく種畜検査を実施し、その結果を農林水産大臣に報告しました。なお、種畜検査を的確に実施するため、職員に対する講習を実施するとともに、検査に必要な能力等を有する職員を検査員に任命しました。

また、これらの取組に加え、和牛の精液・受精卵の不適切な流通事案の発生に伴い、緊急的に実施された我が国の家畜人工授精所における和牛精液等の管理状況に関する現地調査において、種畜検査の実施を通じて家畜人工授精精液の流通・管理に精通したセンター職員が参加することにより、限られた時間の中で効率的に現地調査を行うことに貢献しました。

- ④ 飼養管理の改善等への取組として、次の取組を行いました。

- a 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援を図るため、代謝プロファイルに関する技術を用いた黒毛和種繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会を開催するとともに、肉用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会においては、家畜人工授精師の利用を促すガイドラインが示されたことに伴い家畜人工授精師も対象に加えて開催し、平成30年度より10名多い36名が受講しました。

また、放牧を活用した繁殖雌牛の飼養管理に関する講習会を開催しました。

- b 生乳生産基盤強化対策の支援を図るため、農場HACCPとJGAPの認証農場となっている岩手牧場において、HACCP及びJGAP導入のメリットとともに、JGAPについて、HACCP認証との差分審査、フル審査認証に関する講習会を開催し、技術指導者や生産者など多数が受講しました。

また、乳用牛の受胎率向上に資する牛超音波画像診断技術に関する講習会においては、家畜人工授精師も対象として開催し、家畜人工授精師における超音波画像診断装置の利用のガイドラインや生殖器及び牛を用いた実習に力点を置き、受講者の高い理解度が得られました。さらに、搾乳ロボット等の省力化機械を活用した飼養管理技術の情報等について、ホームページを通じて発信しました。

- c 新冠牧場におけるヨーネ病については、PDCAサイクルに基づく防疫対策の強化を図ったものの、清浄化は進まず、家畜の飼養を一時中断せざるを得ない状況となりました。また、取組を進める中、投与した薬剤の休薬期間が守られない事案を発生させてしまい、家畜保健衛生所等から指導を受け、再発防止策等のとりまとめを行いました。なお、新冠牧場の業務については、OPU技術等を用いた受精卵の確保と他牧場との連携により遺伝資源の継承と改良速度の確保を図り、継続することとしています。牧（支）場ごとに家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組として、技術セミナー等への参加による情報収集を行うとともに、記録に基づく防疫対策の自己点検を行った上で、必要に応じ、PDCAサイクルに基づく防疫対策の強化に取り組みました。併せて、

家畜伝染性疾病の発生の予防や検査に関する年度計画を作成し、計画的に防疫業務を実施しました。

さらに、国や都道府県が主催する防疫演習への参加・協力を行うとともに、国や大学等が行う調査・研究への協力等の要請に基づき、疾病検査データ・血清・スラリー等の提供を行いました。加えて、国内における家畜の飼養管理の改善に寄与するため、衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、情報の提供を行い、これらの技術情報は、めん羊牧場における線虫対策の実践やGAP取得チャレンジシステム確認済牧場の増加、各県における家畜防疫マニュアルの作成・改正等に貢献しました。

- d 馬及びめん羊について、人工授精技術の普及・定着をはじめとした飼養管理技術の向上を図るための講習会等を12回開催しました。家畜人工授精に関する免許取得講習会（山羊）を開催し、受講者9名全員が修了試験に合格しました。

また、鳥獣害対策や耕作放棄地対策としてのめん羊及び山羊の利活用の普及に必要な草地管理や飼養管理に関する技術講習会等を計2回開催しました。

イ 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等

- ① 国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な種畜・種きん等を効率的に産出するため、以下の取組を行いました。

- a 乳用牛：ホルスタイン種について、乳量や泌乳持続性を特に重視した改良に取り組むため、これらの形質に優れる、自らが有する多様な育種素材に加え、外部から導入した新たな育種素材を用い、採卵が困難な牛からもOPU技術を用いることにより産子を生産するなど、乳量や泌乳持続性に関する遺伝的能力評価値を高める交配を行い優良な雌牛群を整備しました。

候補種雄牛を作出するため、ドナーの集合検定を行うとともに、センターで評価したゲノミック評価値を活用しながら、乳器、泌乳持続性、血統等に特長を持つ候補種雄牛を作出しました。しかし、新冠牧場におけるヨーネ病の清浄化は進まず、家畜の飼養を一時中断せざるを得ない状況になったため、今年度の候補種雄牛の作出頭数は36頭となりました。

なお、新冠牧場の業務については、OPU技術等を用いた受精卵の確保と他場との連携により遺伝資源の継承と改良速度の確保を図りつつ継続することとしています。

- b 肉用牛：黒毛和種について、その基礎となる4系統群・5希少系統を活用し、増体性を特に重視した改良に取り組むため、自らが有する多様な育種素材に加え、導入した新たな育種素材を用い、遺伝的に特徴ある雌牛群を整備しました。

候補種雄牛を作出するため、採卵が困難な繁殖雌牛へのO P U技術の活用や、センターが開発した繁殖雌牛の代謝プロファイルテスト法の実践により、繁殖成績を向上させた上で、生産した雄子牛について、希少系統の遺伝子保有確率に配慮しつつ、センターが開発した不飽和脂肪酸に関する遺伝子F A S N等の遺伝子型情報、評価の正確性を高めてきたゲノミック評価手法を駆使して、遺伝的多様性の確保や増体性等に特長を持つ候補種雄牛を目標を上回る36頭作出しました。

飼料利用性の向上による生産コストの低減を一層推進する観点から、飼料利用性に係る検定手法を開発できるよう、肥育牛94頭分について1頭ごとの飼料採食量等を測定・分析しました。

褐毛和種について、自らが有する多様な育種素材に加え、新たな育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、遺伝的に特徴ある雌牛群を整備し、候補種雄牛を作出しました。候補種雄牛の作出に当たっては、センターが開発した繁殖雌牛の代謝プロファイルテストの実践により、繁殖成績を向上させた上で、候補種雄牛を目標を上回る3頭を作出しました。

- c 豚：デュロック種について、増体性を特に重視した改良に取り組み、造成した改良用豚群を基に、センターで評価した増体性に関する育種価を活用した選抜を行い、1日当たり増体量が概ね1,030gとなる種豚群作出に向けた交配及び産子の選抜を行いました。平成30年度に一次選抜した雄産子の1日当たり増体量の平均は1,074gとなりました。

ランドレース種について、繁殖性を特に重視した改良に取り組み、造成した改良用豚群を基に、センターで評価した繁殖性に関する育種価を活用した選抜を行い、1腹当たり育成頭数が概ね11頭となる種豚群作出に向けた交配及び産子の選抜を行いました。令和元年度に分娩した種豚の1腹当たり育成頭数は10.4頭となりました。

大ヨークシャー種について、第3中期目標期間において造成した繁殖性に優れる種豚群（1腹当たり育成頭数は概ね10.5頭）を維持するため、繁殖性に関係する産子数などの特定形質の遺伝子型を確認しつつ、センターで評価した繁殖性に関する育種価を活用して選抜を行いました。令和元年度に分娩した種豚の1腹当たりの育成頭数は9.5頭となりました。また上記3品種について種豚及び精液を種豚農家等に供給しました。

なお、実験用小型豚について、令和2年度末までの民間への移管に向け、精液や胚の凍結保存に取り組み、受精卵を54個作成したところであり、計画を前倒しして、令和元年度中に、生体でのけい養を中止し、民間移管を完了しました。

- d 鶏：横斑プリマスロック種（X S系統）について、後期産卵率の育種価に基

づく選抜、交配を行いました。後期産卵データの収集のためには、民間では取り組みがたい長期間に渡る産卵データの収集が必要ですが、センターは我が国において、その収集が実行できる数少ない実施機関です。平成30年産鶏の後期産卵率の育種価は、平成26年産鶏に比べ8.02%改善しており、遺伝的能力の大きな向上が図られました。

ロードアイランドレッド種（YA系統）について、産卵率、卵殻強度の育種価に基づく選抜、交配を行いました。なお、産卵率向上と卵殻強度維持を両立させるのは困難である中、センターではこの両立に取り組み、平成31年産鶏については、産卵率の育種価を向上させつつ、卵殻強度の育種価を平成27年産鶏に比べ0.20kg重/cm²改善することができました。

白色コーニッシュ種（60系統）について、4週齢体重の育種価に基づく選抜、交配を行いました。平成31年産鶏の4週齢時体重の育種価は平成28年産鶏に比べ45.6g改善しました。

白色プリマスロック種（30系統）について、産卵率の育種価に基づく選抜、交配を行いました。平成31年産鶏の産卵率（31～35週齢）の育種価は平成28年産鶏に比べ2.64%改善しており、遺伝的能力の大きな向上が図られました。

白色プリマスロック種（1330系統）について、遺伝子解析技術を活用し、赤色羽装の地鶏等と交配した際に、その後代が必ず赤色となるよう羽色を固定することに加え、産肉性の改良のため、ムネ肉割合の大きさを加えた総合指数を用いて、選抜、交配を行い、より効率的な改良が実施できるようになりました。

e 馬：ブルトン種及びペルシュロン種について、人工授精技術を活用した効率的な繁殖を行うとともに、センターが開発した農用馬のボディコンディションスコアに基づいた飼料設計技術を活用し、繁殖馬や生産馬の適切な飼養管理を行えたことが、馬格の優れた雄馬（2歳体高：ブルトン種150cm、ペルシュロン種160cm以上など）を多く作出する効果となって発揮され、種雄馬候補として、目標を上回る7頭を作出しました。

f 育種素材のリスク分散のため、以下の取組を行いました。

- ・ ホルスタイン種については、センターが有する多様な育種素材と外部から導入した新たな育種素材を用いて整備した育種群について、遺伝的能力や血統等を考慮して、新冠牧場及び岩手牧場の2牧場でけい養し、受精卵を生産するとともに後継牛を生産しました。
- ・ 黒毛和種については、センターが有する多様な育種素材と外部から導入した新たな育種素材を用いて整備した育種群について、遺伝的能力や血統等を考慮して、十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場の4牧場でけい養し、受精卵を生産するとともに後継牛を生産しました。
- ・ 豚について、センターが有する3品種を茨城牧場、宮崎牧場及び本所の3

牧場でけい養し、受精卵を作成しました。

- ・ 鶏について、リスク分散のため、センターが有する主要な国産鶏種を、岡崎牧場及び兵庫牧場の2牧場でけい養し、凍結精液を作成しました。

② めん山羊等の国内での種畜の供給体制が脆弱な家畜等について、育種素材の提供や技術指導等を行いました。

- a めん羊についてサフォーク種及び山羊について日本ザーネン種を育種素材として提供できるよう血統の偏りに配慮しつつ、育種群を維持しました。
- b 日本短角種について、各県が飼養する種雄牛の血統情報について、意見・情報交換を行い、育種素材として提供できるようセンターで飼養する系統数を維持するとともに、受精卵を生産しました。
- c 豚について、中ヨークシャー種及び梅山豚を育種素材として提供できるよう血統の偏りに配慮しつつ、育種群を維持しました。
- d 鶏について、特色ある品種・系統である軍鶏、合成軍鶏、横斑プリマスロック種、烏骨鶏及びアロウカナ種を育種素材として提供できるよう血統の偏りに配慮しつつ、育種群を維持しました。
- e これらの家畜等については、種畜等の生産・供給業務を行っている都道府県・民間に、精液・生体等の育種素材を提供するとともに、人工授精技術等の飼養管理業務を通じて得られた情報に基づき技術的支援を行い、めん山羊では草刈り用等に利用する小学校などの初心者に対し、調達方法や初歩的な飼養管理について助言し適切な管理を促しました。

③ 農林水産省関連動植物の遺伝資源保存に関するセンターバンクである（国研）農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という）遺伝資源センターと連携しつつ、我が国では飼養管理を行う農場が少ない馬、めん山羊も含め、8牧場で分担し、遺伝資源の新規収集1点、追加収集9点、継続保存92点、及び特性調査9点を行い、遺伝資源を喪失させることなく、実施しました。

また、黒毛和種について、その基礎となる4系統群・5希少系統の活用や増体性をとくに重視した改良に取り組むため、自らが有する多様な育種素材と新たに導入した多様な育種素材を用い、遺伝的に特徴ある900頭規模の雌牛群を整備し、希少系統を活用した候補種雄牛や増体性等に特長を持つ候補種雄牛を目標を上回る36頭作出しました。

ウ 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等

- ① 飼料作物種苗の優良品種の普及により、飼料自給率の向上を図るため、OECD（経済協力開発機構）品種証明制度に基づく要件に適合した高品質の飼料作物種苗を新たに17品種14.5トン生産しました。また、飼料作物種苗の生産対象品種・系統について、育成者や、販売を担う実需者等からの情報に基づき、越夏性が良

好なペレニアルライグラス「夏ごしペレ」をはじめ5品種・系統を追加、4品種・系統を削除するなどの見直しを行い、93品種・系統としました。

また、飼料用稲の種子については、耐倒伏性に優れ、かつサイレーズの発酵品質に優れるものの、採種しにくい極短穂品種（たちあやか、たちすずか、つきすずか）について、都道府県で増殖に用いるための種子を約1.2トン生産するなど、関係機関と連携しつつ需要に応じ、目標を上回る9品種25.8トンを供給し、都道府県の種子供給体制の補完に協力しました。

これらの飼料作物種苗の生産に当たっては高品質な種子増殖を行うため、高い技術を持った熟練職員が経験の少ない職員に対して、OJTによる技術伝達により技術の高位平準化を図りました。

- ② 各地で問題となっている有害雑草の防除について、牧場の草地を利用し、県関係指導者、農協職員等を対象とした講習会や、種子検査に関する技能講習の開催要望を踏まえ、民間種苗業者等を対象としたマメ科牧草種子の発芽検査技術に係る講習会などを目標を上回る10回（260名の参加）開催しました。

また、地球温暖化が進む中、永年牧草のオーチャードグラスについては、夏枯れし易くなっていることが課題となっていますが、熊本牧場近隣の九州有明海沿岸に自生していたオーチャードグラスを母材として、夏期の気温が高い熊本牧場・宮崎牧場で選抜した「那改1号」について、地域適応性検定の結果を系統の選定及び新品種登録審査用等の資料として育成機関に提供し、家畜改良センターのフィールドで育種した品種として初めて品種登録するに至るなど、55系統の飼料作物について地域適応性検定を実施するとともに、結果を系統の選定及び新品種登録審査用等の資料として育成機関に提供しました。

また、地域適応性検定から得られたデータに併せ、都道府県が行った奨励品種選定試験結果等のデータを収集し、データの確認、整理等を行い品種特性情報のデータベースを更新し、品種開発や普及に資するよう、都道府県、試験研究機関及び関係団体55か所に723品種の情報提供を目標を上回って行いました。

さらに、優良品種を普及するため、低温伸張性が高く、青刈りや稲WC Sの収穫後の遅播きでも多収なイタリアンライグラス「きららワセ」や、再生が良好で2番草の収量が高いチモシー「なつぴりか」等の新品種の早期普及にむけ、公共牧場等に目標を上回る60か所（新規23か所）の実証展示ほを設置し、適期収穫のタイミングや品種利用者への肥培管理技術等の現地指導を行うなど、品種特性を十分に発揮させるためのほ場管理のための協力を行いました。

- ③ 農林水産省関連動植物の遺伝資源保存に関するセンターバンクである農研機構遺伝資源センターと連携しつつ、地域性を考慮し3牧場で分担して、栄養体保存420系統について、遺伝資源を喪失させることなく実施しました。

また、種子再増殖130系統及び特性調査130系統にそれぞれ取り組みました。

エ 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査

- ① OECD品種証明制度に基づいた海外増殖用等に供される飼料作物種苗の検査については、国内で最も多くの品種の検査を行うISTA（国際種子検査協会）認定検査所として、高い検査技術を用いて的確に行い、合格したものについて証明書を発行しました。

また、農林水産省からの要請に応じて、我が国における飼料作物に関する専門家としてOECD品種証明制度の年次総会へ職員を派遣し、制度の改正を踏まえて関連規程の規定を見直すなど適切に実施しました。

- ② ISTA認定検査所としての検査技術レベルの高位平準化を図るため、熟練職員によるOJTを通じた職員の技術の高位平準化に取り組みました。

なお、センターの検査技術レベルは、ISTA認定検査所に課せられた技能試験において、純度分析、発芽試験、異種子の同定等の延べ11の検査項目全てにおいて最良の評価を得ることができ、世界中の民間種苗会社を含めたISTA検査所の中でもトップクラスの水準となっています。

オ 調査・研究及び講習・指導

- ① 調査・研究について、次の取組を行いました。

- a 乳用牛の繁殖性、牛肉中のうま味関連成分、肉用牛の飼料利用性、豚の繁殖能力及び産肉能力、鶏の羽色に関連する遺伝子について調査しました。このうち牛肉の食味関連遺伝子（イノシン酸含量、タウリン含量）については、表型値と有意な関連があること、枝肉成績への負の影響がないことを明らかにしました。また、豚については、一日平均増体重や筋肉内脂肪含量と有意な関連がある遺伝子をそれぞれ確認しました。
- b 官能評価と理化学分析の結果から、牛肉については「うま味」はグルタミン酸やイノシン酸などの呈味物質だけでなく脂肪に由来する要因が関与していることが示唆されました。また、牛肉及び豚肉の粗脂肪含量等の成分について高い精度で簡易な分析方法を開発する目途がつけました。さらに、外国人の黒毛和牛肉に対する嗜好性調査については、これまでの結果を論文として取りまとめ、その成果については日本農業新聞にも取り上げられるなど、注目を集めました。
- c 農場等への優良種豚の導入において疾病伝播リスクの低減に有効な胚移植技術を開発するため、これまでに開発したガラス化融解胚の非外科移植法において、安価で簡易な保定器具を開発しました。これにより、神経質な受胎豚へも移植を容易とし、受胎率の改善および外科移植に匹敵する高い子豚生産率を得て当技術の有効性を実証しました。さらに、寒冷時でもガラス化保存胚の融解を安定的に実施するため、利便性の高い保温材及び保温方法を検討し、蓄熱

性に優れた保温剤と断熱材の組み合わせによって寒冷時の非外科移植が可能となり、寒冷時の非外科移植における世界初の子豚生産に成功しました。これらの成果は外部評価委員により高く評価されるとともに、日本胚移植技術研究会（8月）においても奨励賞を受賞しました。

d 黒毛和種の短期肥育技術を開発するため、哺乳期のミルク濃度を1.5倍程度に濃くした試験区（8か月齢）では、平均体重が284.4kg（目標270kg）となりました。また、高TDN飼料を給与した試験区（26か月齢）の平均枝肉重量は、513.5kg（目標480kg）となるとともに、牛肉の理化学分析の結果において有意差が見られないこと、さらに、肥育期間の飼料費は1頭当たり24,698円の削減となり、枝肉1kg当たり飼料費では72.8円の生産コスト削減となったことを確認しました。

e 東京電力・福島第一原子力発電所の事故により影響を受けた被災地の畜産復興を支援するため、平成30年度までに実施した牧草から肉用牛への放射性セシウムの移行・吸収動態の調査結果では、生物学的半減期は25～40日と幅がありましたが、血液、尿等のバックグラウンドデータを新たに取得・解析した結果、生物学的半減期は約30日であること、さらに、血液に対し尿の方が筋肉中セシウム濃度を推定する際のばらつきが小さいことも明らかとなりました。

また、牧草の放射性セシウム吸収抑制効果のあるカリウム増肥は、牧草のミネラルバランスを崩すという課題がありましたが、トールフェスクはオーチャードグラスに比べ、カリウム増肥を行わずに放射性セシウム濃度を低く抑える結果を得たことから、原発被災地域におけるカリウム増肥の代替対策として有効と示唆されました。さらに、トールフェスクの草地造成手法など、普及を促す有効な新知見を複数得るとともに、福島県内の酪農家（1戸）での実証展示に係る草地造成指導にも取り組みました。

② 農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき、中央畜産技術研修会を20回開催し、696名の研修生を受け入れて実施しました。都道府県、団体等からの依頼に基づく個別研修は、1,043名の研修生を受け入れて実施し、より実践的な技術を深めてもらいました。このほか、団体等が開催する研修では、942名を受け入れました。また、（独）国際協力機構等からの依頼に基づく海外技術協力の研修を実施し、海外から16か国32名の研修員を受け入れました。なお、中堅行政官を対象とした2か月余りの滞在型研修では、政策の立案・実施管理に有効なカリキュラムを作成して実施し、理解を深める有意義な研修としました。

カ 家畜改良増殖法等に基づく検査

① 家畜改良増殖法に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、職員に対する講習を実施するとともに、立入り、質問、検査及び収去に必要な能

力等を有する職員25名を検査員に任命しました。

- ② 種苗法（平成10年法律第83号）に基づき、指定種苗の集取及び検査を1,317点実施し、品種表示が不適切なもの、表示された発芽率より低いもの等、種子の品質に関する表示が不適切な業者に対しては改善指導を行い、その結果を農林水産大臣に報告しました。なお、指定種苗の集取及び検査を的確に実施するため、職員に対する講習会を実施するとともに、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員14名を検査員に任命しました。

- ③ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）（以下「カルタヘナ法」という）に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、職員に対する講習を実施するとともに、立入り、質問、検査及び収去に必要な能力を有する職員13名を検査員に任命しました。

また、農林水産省の未承認遺伝子組換え体検査対策事業において、民間で開発された検査法の妥当性確認のための共同試験（ソルガム、メロン及びトマト）に協力しました。

キ 牛トレーサビリティ法に基づく事務等

- ① 牛トレーサビリティ法に基づき、牛の管理者等からの届出の受理、牛个体識別台帳への記録及び保存、牛の履歴情報の公表等を実施しました。

と畜に関する届出内容のエラー情報について、円滑な牛肉流通に資するため、センター自ら対応し、その解消を図りました。

牛の管理者等からの急を要する耳標の送付要望について、都道府県の依頼を受け、都道府県内の耳標の管理者変更を実施しました。

農林水産省からの依頼を受け耳標審査委員会を開催し、耳標の規格が適正であることを確認するとともに、耳標の不正使用に対応する新規耳標の実証試験に係る検討委員会に協力するなど、耳標の新たな仕様の作成に貢献しました。

- ② 牛个体識別システムの開発・改修について、利用者の利便性等を高めるため、農林水産省地方農政局各拠点の職員が牛トレーサビリティ業務で農家情報等を確認する「ROシステム」について、仕様書作成時のみならず、デモモデルのテストや説明会にて関係者から意見を聴取するなどし、システムの利便性を繰り返し高め、現場の意見を幅広く取り入れ、かつ、情報セキュリティ対策を強化する改修を行いました。

- ③ 国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省からの緊急検索の依頼に速やかに対応するため、常時6名以上の検索要員を確保するとともに、BSE緊急検索プログラム操作の演習や口蹄疫発生に係る机上演習を行い、緊急検索体制を維持しました。

- ④ 牛個体識別データの有効活用のため、研修会等を活用して利用者に周知を図り、対前年度比103%となる合計13,111戸について、要望に応じたデータ提供を行いました。また、全国版畜産クラウドシステムへのデータ提供とともにシステムの利用を推進するため、関係機関と連携して検討会を開催しました。

なお、Web環境下で利用しやすいXML形式でのデータ提供について、プログラムに係る契約上の問題を解消し、データ提供において、利用者の様々な要望に応えられるようになりました。これに伴い、新規1者と情報提供を開始したほか、今後も新規ユーザーの増加が見込まれ、データの一層の有効活用が期待されます。

ク その他センターの人材・資源を活用した外部支援

- ① 岐阜県や三重県におけるCSF（豚熱）発生の際、農林水産省からの防疫対応作業への緊急要請を受け、特に防疫現場で不足していた重機の取扱いに熟練した職員を中心に延べ44名を派遣するとともに、現地での防疫対応作業の円滑化に貢献しました。
- ② 自然災害や家畜伝染性疾病が発生した場合、農林水産省からの指示を受け、粗飼料の供給や、畜産経営支援協議会が整備し本所及び各牧場にて備蓄している資材（発電機、消石灰等）を提供できるよう、準備を行いました。
- ③ 都道府県、大学、民間等から協力依頼のあった全国的な視点等からの家畜改良、飼養管理の改善等に資する育種改良に関する材料提供、調査の計画的な実施等について、センターにおける防疫措置等を考慮した上で、積極的に協力しました。

また、CSFの蔓延に鑑み、センターが保有する技術を活かして貢献できることとして、地域の優良豚等の遺伝資源保存に向けた技術提供の検討を行い、農林水産省とも情報共有しながら、要請があった場合に可能な限り対応できるよう備えました。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

センターは、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的としています（独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号、以下「センター法」という。）第 3 条）。

(2) 業務内容

センターは、センター法第 3 条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- ① 家畜、家きん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善
- ② 種畜、種きん、種卵、種ばち、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付け
- ③ 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布
- ④ 飼料作物の種苗の検査
- ⑤ 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務

また、前各号の業務のほか、次の業務を行います。

- ⑦ 家畜改良増殖法第 35 条の 2 第 1 項の規定による立入り、質問、検査及び収去
- ⑧ 種苗法第 63 条第 1 項の規定による集取
- ⑨ カルタヘナ法第 32 条第 1 項の規定による立入り、質問、検査及び収去
- ⑩ 牛トレーサビリティ法第 20 条の政令で定める事務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

畜産に関する国際競争が激化するとともに、海外における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等伝染性疾病の発生により海外からの育種素材の導入に関するリスクが高まる中、我が国畜産の発展と国民の豊かで安全・安心な食生活の確保のために、家畜の改良増殖や飼料作物の増産が畜産行政上の重要課題となっています。

こうした中、センターは、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定、以下「酪肉基本方針」という。）、家畜改良増殖目標（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定）、鶏の改良増殖目標（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定）及び養豚農業の振興に関する基本方針（平成 27 年 3 月 31 日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、全国的な視点での家畜の改良増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組んでおり、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保を下支えしています。

また、センターは、家畜改良増殖法に定める立入検査、種苗法に定める指定種苗の集取、カルタヘナ法に定める立入検査及び牛トレーサビリティ法に定める牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適切な執行を通じて国産牛肉、国産家畜及び国産飼料作物の信頼性や安全性の確保にも寄与しています。

これまで、センターは、基本計画や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としても役割を担ってきましたが、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号、以下「通則法」という。）第 2 条第 2 項に基づく中期目標管理法人として、その役割を担っていきます。

4. 中期目標

(1) 概要

センターは、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成2年10月の家畜改良センター化を経て、平成13年4月に家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給等、家畜改良増殖法及び種苗法に基づく検査等の事務を行う独立行政法人として発足し、その後、BSEの発生など諸事情の変化に伴い、牛トレーサビリティ法に基づく牛個体識別台帳の管理やカルタヘナ法に基づく立入検査の実施等の事務が追加されました。

このような経緯の下、センターは、第1期中期目標期間（平成13～17年度）、第2期中期目標期間（平成18～22年度）、第3期中期目標期間（平成23～27年度）を通じて、基本計画、家畜改良増殖目標、酪肉基本方針等を実現するための政策実施機関として、我が国の家畜の改良増殖や飼料生産基盤の強化に寄与してきました。

特に、第3期中期目標期間においては、畜産物をめぐる国際競争の激化への対応や6次産業化にも貢献できる多様な畜産物の提供等が課題となる中、遺伝子情報を活用した育種改良、遺伝的多様性に配慮した種畜生産など都道府県や民間では実施が難しい業務に取り組んできました。

また、センターは、牛個体識別台帳の管理等法令に基づく事務の着実な遂行を通じて国産牛肉等の信頼性や安全性の確保にも貢献してきました。

さらに、国等からの要請に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ発生の際の防疫作業への支援、東日本大震災に伴う粗飼料の緊急供給、東京電力・福島第一原子力発電所事故に伴う計画的避難区域からの家畜の移動支援等を的確に実施してきました。

以上のとおり、センターの役割は国の施策の推進にとって必須のものであり、センターが所有する家畜等の資産やこれまで研鑽してきた技術を駆使し、家畜の改良や飼料生産基盤の強化等に寄与するため、第4期中期目標が設定されました。

第4期中期目標の期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日までとなっています。

なお、詳細につきましては、中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

センターは、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分は、次のとおりです。

- ・ 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等
- ・ 畜産物の需要の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等
- ・ 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等
- ・ 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査
- ・ 調査・研究及び講習・指導
- ・ 家畜改良増殖法等に基づく検査
- ・ 牛トレーサビリティ法に基づく事務等
- ・ その他センターの人材・資源を活用した外部支援

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

センターは、独立行政法人家畜改良センター業務方法書(以下「業務方法書」という。)第2条第2項に基づき、その運営基本理念及び運営方針を策定しており、同条第4項に基づき、役職員の行動規範を定めています。

独立行政法人家畜改良センター運営基本理念及び運営方針

【運営基本理念】

家畜改良センターは、政策実施機関たる独立行政法人として、国民の負託に応じて我が国畜産の発展と国民生活のさらなる向上に貢献するべく、農林水産大臣が定めた中期目標の達成に向けて、独立行政法人家畜改良センター法第11条に掲げる業務を的確に実施することをその運営の基本理念とする。

【運営方針】

家畜改良センターは、

- ・ 我が国畜産が抱える諸課題のみならず先端的な技術の実用化等に対応するべく、
- ・ 関係機関との密接な連携を図りつつ、
- ・ その保有する人材、家畜、技術力等の資源を最大限に活用して、その業務を行う。

その際、

- ・ 理事長のリーダーシップの下、
- ・ コンプライアンスの推進、リスクの評価と対応等の内部統制を的確に実施するとともに、
- ・ P D C Aサイクルの下で、業務運営の見直しに取り組むことにより、常に、効率的、効果的に業務を実施できる体制を確保することとする。

独立行政法人家畜改良センター役職員等行動規範

はじめに

私たち独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の役職員等は、コンプライアンス（法令等の遵守）の重要性への認識を深め、これを推進するための基本的事項としてこの行動規範を定め、実践します。

1 「私たちは、決まりを守ります。」

（１）法令、社会的規範等を遵守します。

私たちは、センター業務の公共性及び透明性を常に念頭において、高い倫理意識の下いかなる場合においても法令、社会的規範等を遵守し、正直で誠実に行動することによって社会的信頼の確保に努めます。

（２）適正な手続きに基づいた業務運営に努めます。

私たちは、法令等に基づき定めた手順に従い、業務の公平性及び公正性を確保するとともに、透明性の高い業務運営に努めます。

2 「私たちは、社会に貢献する業務を展開します。」

私たちは、我が国畜産業の発展や消費者への安全で信頼できる畜産物等の安定供給に貢献するため、常に社会の要請を把握し、創造的に業務を展開します。

3 「私たちは、風通しのよい職場を築きます。」

私たちは、節度をもって話し合いができる風通しの良い職場を築きます。

4 「私たちは、情報の管理・提供に努めます。」

（１）しっかりとした情報管理をします。

私たちは、業務上取扱う様々な個人情報や知的財産を適正に管理し、情報の誤用、流出及び漏洩の防止に最大限の配慮をします。

（２）確かな情報を積極的に提供します。

私たちは、保有する情報について、さまざまな情報提供手段を積極的に活用し、正確でわかりやすい情報の迅速な提供に努めます。

5 「私たちは、仕事を通じて環境保全に貢献します。」

私たちは、環境問題に対して関心を持ち、業務における環境負荷の軽減に努めるとともに、農林水産業がもつ環境保全機能に対する社会的な理解が深まるよう努めます。

6. 中期計画及び年度計画

センターは、通則法に基づき、中期目標を達成するための計画（中期計画）と当該計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を作成しています。

中期計画（第4期：平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）と当事業年度に係る年度計画（令和元年度（平成31年度）計画）との関係は以下のとおりです。なお、詳細につきましては、中期計画及び年度計画をご覧ください。

（注）二重下線は、セグメント区分を表しています。

第4期中期計画	令和元年度（平成31年度）計画
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
<u>1. 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等</u> (中期目標における重要度：高)	
(1) 全国的な改良の推進	(1) 全国的な改良の推進
(2) 遺伝的能力評価の実施 ア 遺伝的能力評価の実施 イ 遺伝的能力評価手法の改善	(2) 遺伝的能力評価の実施 ア 遺伝的能力評価の実施 イ 遺伝的能力評価手法の改善
(3) 種畜検査の実施	(3) 種畜検査の実施
(4) 飼養管理の改善等への取組 ア 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援 イ 生乳生産基盤強化対策の支援 ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組 エ その他	(4) 飼養管理の改善等への取組 ア 肉用牛繁殖雌牛の増頭対策の支援 イ 生乳生産基盤強化対策の支援 ウ 家畜防疫の強化及び衛生管理の改善等への取組 エ その他

第4期中期計画	令和元年度（平成31年度）計画
<u>2. 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等</u> （中期目標における重要度：高）	
（1）種畜・種きん等の生産・供給 ア 乳用牛、肉用牛、豚 イ 鶏、馬 ウ 育種素材のリスク分散への取組	（1）種畜・種きん等の生産・供給 ア 乳用牛 イ 肉用牛 ウ 豚 エ 鶏 オ 馬 カ 育種素材のリスク分散への取組
（2）6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等	（2）6次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等 ア めん山羊 イ 日本短角種 ウ 豚 エ 鶏 オ 技術的支援
（3）家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用 ア 家畜遺伝資源の保存 イ 多様な遺伝資源の活用	（3）家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用 ア 家畜遺伝資源の保存 イ 多様な遺伝資源の活用
<u>3. 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等</u> （中期目標における重要度：高）	
（1）飼料作物種苗の生産・供給 ア 飼料作物種苗の増殖 イ 飼料用稲種子の生産	（1）飼料作物種苗の生産・供給 ア 飼料作物種苗の増殖 イ 飼料用稲種子の生産
（2）飼料作物優良品種の普及支援	（2）飼料作物優良品種の普及支援 ア 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及 イ 地域適応性等検定試験の実施 ウ 優良品種に係るデータ提供 エ 実証展示ほの設置等
（3）飼料作物の遺伝資源の保存	（3）飼料作物の遺伝資源の保存

第4期中期計画	令和元年度（平成31年度）計画
<u>4. 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査</u>	
	(1) 飼料作物の種苗の検査
	(2) 認定ステータスの維持
<u>5. 調査・研究及び講習・指導</u>	
(1) 調査・研究 ア 有用形質関連遺伝子等の解析 イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 ウ 豚の胚移植技術の開発 エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発 オ 放射性セシウム低減技術等の開発	(1) 調査・研究 ア 有用形質関連遺伝子等の解析 イ 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発 ウ 豚の胚移植技術の開発 エ 黒毛和種における短期肥育技術等の開発 オ 放射性セシウム低減技術等の開発
(2) 講習・指導	(2) 講習・指導 ア 中央畜産技術研修会の開催 イ 個別研修等の実施 ウ 海外技術協力の実施
<u>6. 家畜改良増殖法等に基づく検査</u>	
(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等	(1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査等 ア 立入検査等の実施 イ 検査員の確保
(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査	(2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査 ア 指定種苗の集取及び検査の実施 イ 検査員の確保
(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等	(3) カルタヘナ法に基づく立入検査等 ア 立入検査等の実施 イ 検査員の確保

第4期中期計画	令和元年度（平成31年度）計画
<u>7. 牛トレーサビリティ法に基づく事務等（中期目標における重要度：高）</u>	
（1）牛トレーサビリティ法に基づく 委任事務の実施	（1）牛トレーサビリティ法に基づく 委任事務の実施 ア 牛個体識別台帳の記録・保存 等 イ 牛個体識別台帳記録の修正・ 取消 ウ 牛個体識別台帳に記録された 事項の公表 エ 牛個体識別台帳に係る届出の 受理・確認等 オ 個体識別番号の決定及び通知
（2）利用者ニーズ等を踏まえたシス テムの開発・改修等の実施	（2）利用者ニーズ等を踏まえたシス テムの開発・改修等の実施 ア ニーズ調査等の実施 イ 開発・改修等の計画的な実施
（3）家畜伝染性疾病の発生等に伴う 緊急検索への対応等	（3）家畜伝染性疾病の発生等に伴う 緊急検索への対応等
（4）牛個体識別に関するデータの活 用推進	（4）牛個体識別に関するデータの活 用推進
<u>8. その他センターの人材・資源を活用した外部支援</u>	
（1）緊急時における支援	（1）緊急時における支援
（2）災害等からの復興の支援	（2）災害等からの復興の支援
（3）作業の受託等	（3）作業の受託等

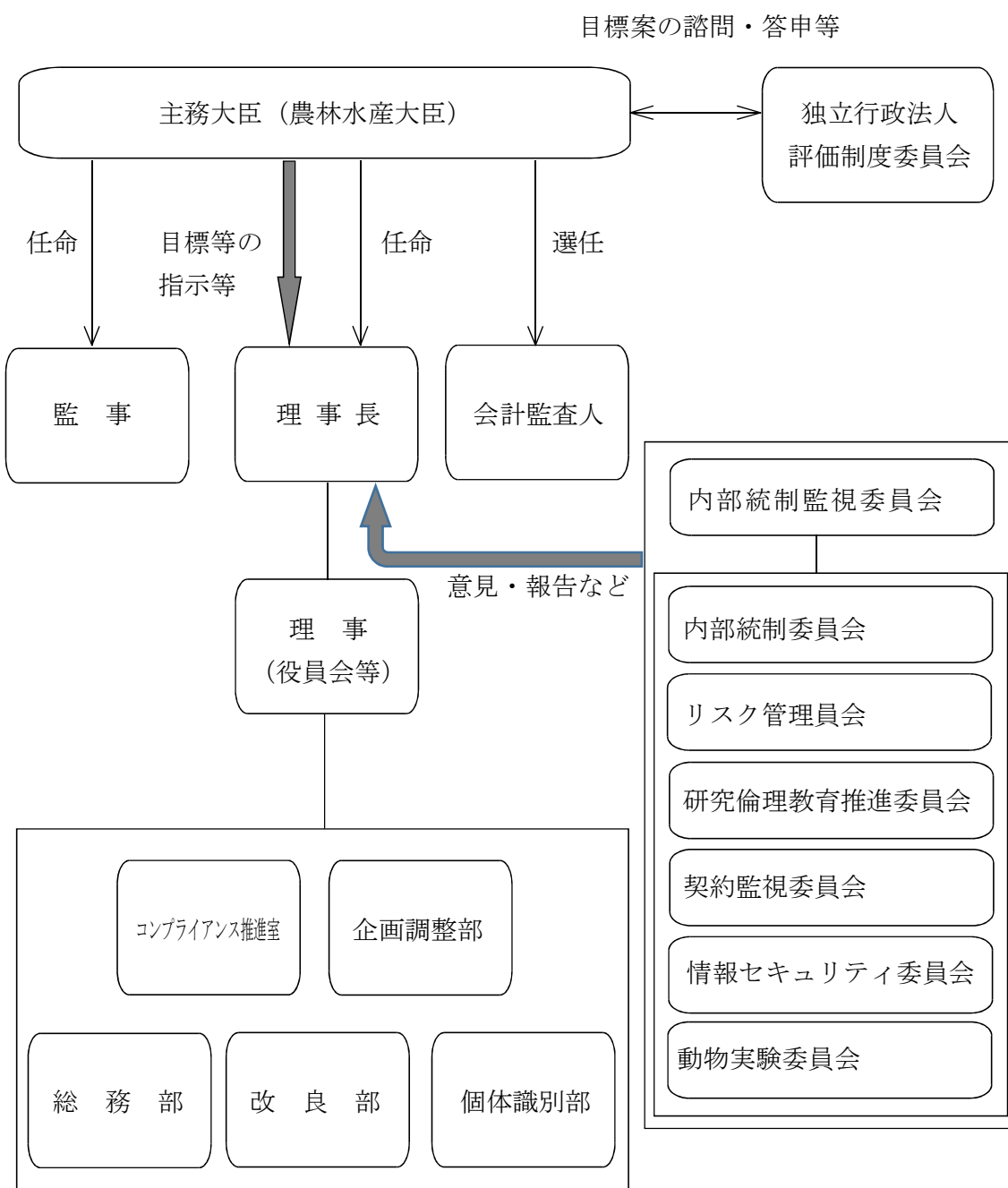
第4期中期計画	令和元年度（平成31年度）計画
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1．一般管理費等の削減	1．一般管理費等の削減
2．調達合理化	2．調達合理化
3．業務運営の改善	3．業務運営の改善
（1）情報システム導入・更新時における業務の見直し	（1）情報システム導入・更新時における業務の見直し
（2）ネット会議システムの活用による業務の効率化	（2）ネット会議システムの活用による業務の効率化
	（3）GAP手法等の活用による業務運営の高度化
Ⅲ．予算、収支計画及び資金計画	
1．予算	1．予算
2．収支計画	2．収支計画
3．資金計画	3．資金計画
4．収支の均衡	4．収支の均衡
5．業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守	5．業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守
6．自己収入の確保	6．自己収入の確保
	（1）自己収入の確保
	（2）適切な配布価格の設定
7．保有資産の処分	7．保有資産の処分
Ⅳ．短期借入金の限度額	
Ⅴ．不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
Ⅵ．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
Ⅶ．剰余金の使途	

第4期中期計画	令和元年度（平成31年度）計画
Ⅷ. その他業務運営に関する事項	
1. ガバナンスの強化	1. ガバナンスの強化
(1) 内部統制システムの充実・強化 ア 監事監査体制の強化 イ 役員会の開催等 ウ 法令遵守に係る職員教育等の強化 エ 業務の進行管理 オ リスク管理と迅速な対応	(1) 内部統制システムの充実・強化 ア 監事監査体制の強化 イ 役員会の開催等 ウ 法令遵守に係る職員教育等の強化 エ 業務の進行管理 オ リスク管理と迅速な対応
(2) コンプライアンスの推進	(2) コンプライアンスの推進
2. 人材の確保・育成	2. 人材の確保・育成
(1) 人材の確保・育成	(1) 人材の確保・育成
(2) 役職員の給与水準等	(2) 役職員の給与水準等
3. 情報公開等の推進	3. 情報公開等の推進
	(1) 情報公開
	(2) 個人情報
4. 情報セキュリティ対策の強化	4. 情報セキュリティ対策の強化
	(1) 情報セキュリティ対策
	(2) 情報セキュリティに関する教育・訓練
5. 環境対策・安全管理の推進	5. 環境対策・安全管理の推進
(1) 環境対策の推進	(1) 環境対策の推進 ア 良好な作業環境の維持 イ 環境負荷低減の取組
(2) 安全管理の推進	(2) 安全管理の推進 ア 安全衛生施策の取組 イ 緊急時の体制等
6. 施設・設備の整備に関する計画	6. 施設・設備の整備に関する計画
7. 積立金の処分に関する事項	7. 積立金の処分に関する事項

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

センターのガバナンスの体制は、以下のとおりとなっています。なお、内部統制の推進に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の状況

令和2年1月1日現在

役 職	氏 名	任 期	担当	経 歴
理事長	入江 正和	H29. 4. 1～R3. 3. 31		昭和 54 年 8 月 大阪府農林技術 センター採用 平成 26 年 4 月 近畿大学教授
理 事	磯貝 保	H31. 4. 1～R3. 3. 31	企画 調整	昭和 60 年 4 月 農林水産省採用 平成 30 年 10 月 農林水産省消費 ・安全局畜水産 安全管理課畜水 産安全情報分析 官兼生産局畜産 部畜産振興課付
理 事	上口 直紀	H31. 4. 1～R3. 3. 31	総務	平成 5 年 4 月 農林水産省採用 平成 31 年 3 月 農林水産省大臣 官房付
理 事 (非常勤)	加茂 幹男	H31. 4. 1～R3. 3. 31 (H23. 4. 1～H31. 3. 31)		昭和 47 年 4 月 農林省採用 平成 19 年 4 月 独立行政法人農 業・食品産業技 術総合研究機構 畜産草地研究所 草地研究監 平成 22 年 4 月 株式会社日本政 策金融公庫農林 水産事業本部情 報企画部テクニ カルアドバイザー (現職)
理 事 (非常勤)	眞鍋 昇	H31. 4. 1～R3. 3. 31 (H23. 4. 1～H31. 3. 31)		現職 大阪国際大学学長補佐

役 職	氏 名	任 期	担当	経 歴
監 事 (非常勤)	佐藤 成	H28. 6. 21 ～R2 年度財務諸表承認日 (H25. 4. 1～H28. 6. 20)		現職 公認会計士
監 事 (非常勤)	小谷 あゆみ	H28. 6. 21 ～R2 年度財務諸表承認日 (H25. 4. 1～H28. 6. 20)		現職 フリーアナウンサー

② 会計監査人の氏名または名称

P w Cあらた有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和2年1月現在において762人^{注1}（前年同月比10人増加、1.3%増）であり、平均年齢は44.4歳^{注2}（前年45.0歳）となっています。このうち、国等からの出向者は73人、民間からの出向者はおりません。

注1：常勤職員の人数については、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項の規定により、期間の定めのない雇用契約へ転換した職員等を含んでいます。

注2：平均年齢は、独立行政法人家畜改良センターの役職員の報酬・給与等について（給与水準の公表）より、令和2年4月1日現在のものです。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

鳥取牧場分娩牛舎（取得価額 107 百万円）

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

鳥取牛舎繁殖牛舎

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

な し

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	48,162	—	—	48,162
その他の出資金	—	—	—	—
資本金合計	48,162	—	—	48,162

* 上記の表の金額は、単位未満を四捨五入しており、合計額が一致しない場合があります。（以降の各表において同じです。）

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当期総利益 126 百万円については、目的積立金の申請を行っていません。

前中期目標期間繰越積立金取崩額 6 百万円は、前中期目標期間に由来する当期発生する、各セグメントの費用に充てるため、平成 28 年 6 月 30 日付けで農林水産大臣から承認を受けた 371 百万円から取崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
前年度からの繰越	826	8.7
運営費交付金	6,662	69.8
施設整備費補助金	199	2.1
受託収入	248	2.6
諸収入	1,608	16.8
合 計	9,544	100.0

② 自己収入に関する説明

センターの自己収入として、受託収入及び諸収入があります。

諸収入の太宗は、業務運営において発生した農畜産物の売払代で、牛乳の売払代 608 百万円、枝肉（肉用牛）の売払代 333 百万円、肉用牛の売払代 351 百万円などとなっています。詳細につきましては、後述の「9. 業務の適正な評価の前提情報」のうち、一定の事業等のまとまりごとの財源構造をご覧ください。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

センターは、その有する家畜や牧草地を用いて、子どもたちに体験活動や、中高生に職場体験の機会を設け、家畜や牧草地にふれあいの場を提供することにより、畜産に対する理解を深めるとともに、将来の進路選択を応援する取り組みを行っています。

また、女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号））に基づき、女性職員の採用を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、行動計画を策定するとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成 26 年 3 月 28 日付け閣総第 175 号及び府共第 211 号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の採用や登用に向けた取り組みを実施しています。

一方、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、行動計画を策定しています。

さらに、環境と安全に係る諸問題に的確に対処し、環境への負荷の少ない安全な社会の構築に向けて、①省資源・エネルギー消費量の削減、②廃棄物の削減、リサイクルの推進、③畜産廃棄物等の適切な処理・利用と削減、④化学物質等の適切な保管・管理、⑤グリーン購入の推進、⑥環境と安全に関する情報の発信、⑦環境関連法制度の遵守、の取り組みを行っています。また、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、環境に配慮した業務運営を行っています。

なお、詳細につきましては、環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号））に基づき、環境報告書を作成していますので、今後公表される環境報告書をご覧ください。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

センターは、リスクに関する評価及び対応を行うため、リスク管理委員会を設置しています。また、各部局の長は、リスク管理責任者として、各部局のリスク管理を統括するとともに、事業の円滑な実施を図るとともに、リスク管理に資するため業務フロー図を作成するものとし、作成又は変更の都度、リスク管理委員会に報告することにしています。

リスク管理委員会は、事業の円滑な実施を阻害するリスクに対して、想定されるリスクを予め把握し、そのリスクに対する対応等を分析及び評価して、リスク管理対応計画を策定しています。また、各部局の長についても、その所掌する事項についてリスク管理対応計画を策定するとともに、リスク管理委員会に報告することにしています。

なお、リスク評価と対応に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 家畜伝染性疾病の発生について

センターは、乳用牛約 1,200 頭、肉用牛約 2,800 頭、成豚約 300 頭、鶏約 38 千羽をはじめ、馬・めん羊・山羊を飼養しており、これらの家畜に関して、家畜伝染性疾病が発生した場合、業務運営において、大きな損失を与える可能性があります。

家畜伝染性疾病の発生防止に向けては、日頃から家畜伝染性疾病的侵入防止に努める必要があります。牧（支）場の防疫規程に基づき、入場者、進入車両、持ち込み物品等に対するバイオセキュリティや野生動物対策を措置するとともに、定期的に防疫点検を実施し、進入車両に対する消毒指示の徹底等を行っています。

また、疾病の発生時には、消毒薬、消毒器等の防疫資材が調達不能になるものと想定されることから、これらの防疫資材を備蓄し、定期的に点検するとともに、いつでも使用できるよう整備しています。

② 自然災害・火災の発生について

センターは、主たる事務所を福島県に、従たる事務所を北海道から九州までの 11 か所に設置し、乳用牛約 1,200 頭、肉用牛約 2,800 頭、成豚約 300 頭、鶏約 38

千羽をはじめ、馬・めん羊・山羊を飼養しています。これらの事務所（施設）・家畜に関して、自然災害（巨大地震、台風、水害、暴風雪など）・火災の被害が発生した場合、業務運営において、大きな損失を与える可能性があります。

事務所（施設）に自然災害・火災の被害が発生しない（被害を最小限とする）ため、危険性が高く、有効利用ができない建物等は既に除却処理をしています。その他の建物については必要に応じて改修等を行い利用しています。また、倒木により大きなリスクとなる幹線道路の防風林については、随時巡視を実施しています。一方、火災の発生に備え、消防計画（法令に基づき作成されている場合に限る）・消防設備を周知するとともに、消防訓練等を実施しています。

事務所（施設）（とくに畜舎）に自然災害・火災の被害が発生した場合、（二次災害に配慮しながら、）繋養している家畜・家きんを、どこに避難誘導するのか、放牧地を含め、事前に避難場所を決めておくとともに、誘導先での水や飼料の確保等最低限の飼養管理方法を定めています。また、自然災害等により、電気・水などの供給停止や、飼料の供給停止により、家畜・家きんを継続して飼養できない場合に備えて、非常用発電機を準備し、燃料・飼料等を確保しています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

センターの業務について、ご理解とその評価に資するため、一定の事業等のまとまりごとの業務概要とその財源構造を、以下のとおり示します。

① 家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等

業務概要

- (1) 改良増殖に係る目標が示されている乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬及びめん山羊について、意見・情報交換等を行う全国的な改良に関する会議を開催し、効率的な家畜等の改良を推進します。
- (2) 乳用牛、肉用牛及び豚について、中立・公平な立場から全国的な家畜の改良増殖を効率的に進めるため、遺伝的能力評価を実施します。
- (3) 種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、種畜検査を実施します。
- (4) 国内における家畜の飼養管理の改善と畜産の発展に寄与するために、これまでに培われた家畜の飼養管理や家畜防疫・衛生管理に係る技術、知見等について、積極的に情報提供等を行います。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	61
運営費交付金	195	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	3
受託収入	3	一般管理費（注）	-
諸収入	-	人件費	188
計	198	計	252

（注）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

② 畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等

業務概要

- (1) 国内における家畜の遺伝的多様性の確保を図りつつ、民間ではコスト等から生産することが困難な優良な種畜・種きん等を効率的に作出し、都道府県及び民間に供給等を行います。
- (2) 国内での種畜の供給体制が脆弱な家畜等について、都道府県・民間からの育種素材の提供や技術指導等の技術的支援に関する要請に、できる限り対応します。
- (3) 多様な遺伝子を持つ家畜等を確保し利用していく必要があることから、家畜遺伝資源の保存等に取り組みます。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	771	業務経費	1,703
運営費交付金	4,137	施設整備費	199
施設整備費補助金	199	受託経費	93
受託収入	93	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	1,500	人件費	3,560
計	6,701	計	5,555

（注1）諸収入は、生産した種畜（家畜）やその副産物（牛乳・枝肉）の売払代などで構成されています。

（注2）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

③ 飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等

業務概要

- (1) 我が国の多様な気候に適した国内育成品種の定着をさらに進めるため、これまで培った厳格な栽培管理技術や高度な収穫調整技術を最大限活用して、飼料作物種苗の増殖等を行います。
- (2) 地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催等を行います。
- (3) 飼料作物の遺伝資源について、栄養体保存等に取り組みます。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	46
運営費交付金	277	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	34
受託収入	34	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	12	人件費	231
計	323	計	310

（注1） 諸収入は、生産した種子の売払代などで構成されています。

（注2） 一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

④ 国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査

業務概要

我が国の多様な気候に適応した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、高度な知識・技術を活用し、OECD品種証明制度等に基づく海外増殖用等の飼料作物の種苗の検査を行います。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	9
運営費交付金	70	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	1
受託収入	1	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	0	人件費	77
計	70	計	86

（注1） 諸収入は、OECD品種証明の検定料で構成されています。

（注2） 一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

⑤ 調査・研究及び講習・指導

業務概要

- (1) センターが実施する家畜の改良等に応用できる技術や行政課題に密接に関連する調査・研究課題に重点化し、調査・研究を行います。
- (2) 研究機関等で開発された技術を生産現場に普及するため、国等からの依頼に基づき実施する研修について、可能な限り実施します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	194
運営費交付金	625	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	100
受託収入	100	一般管理費（注2）	-
諸収入（注1）	59	人件費	641
計	784	計	935

（注1）諸収入は、調査・研究に供用した家畜やその副産物（枝肉）の売払代などで構成されています。

（注2）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

⑥ 家畜改良増殖法等に基づく検査

業務概要

- (1) 家畜改良増殖法第35条の2に基づく、立入り、質問、検査及び収去を行います。
- (2) 種苗法第63条に基づく、指定種苗の集取及び検査を行います。
- (3) カルタヘナ法第32条に基づく、立入り、質問、検査及び収去を行います。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	20
運営費交付金	42	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	-
受託収入	-	一般管理費（注）	-
諸収入	-	人件費	41
計	42	計	60

（注）一般管理費については、各セグメントには配分していません。

⑦ 牛トレーサビリティ法に基づく事務等

業務概要

- （１）牛トレーサビリティ法第 20 条に基づく委任事務を行います。
- （２）牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるため、システムの開発・改修について、中長期的な計画を策定し、計画的に実施します。
- （３）国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病的発生時等において、農林水産省からの緊急検索等の依頼を受けて、牛個体識別台帳に記録・保存された膨大なデータから必要な情報を抽出し、速やかに農林水産省に提供します。
- （４）家畜個体識別事業を推進するとともに、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの一層の活用を推進するため、検討会を開催します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	15	業務経費	81
運営費交付金	170	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	18
受託収入	18	一般管理費（注 2）	-
諸収入（注 1）	0	人件費	162
計	204	計	261

（注 1）諸収入は、牛の個体識別情報検索サービスのホームページへの広告掲載料で構成されています。

（注 2）一般管理費については、各セグメントには配分していません。

⑧ その他センターの人材・資源を活用した外部支援

業務概要

- (1) 国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、積極的に支援を行います。
- (2) 自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、積極的に対応します。
- (3) 種畜の管理に係る作業や育種資源の保存、調査、検査等について、協力依頼があり、全国的な視点等から家畜の改良、飼養管理の改善等に資する場合は、防疫措置等を考慮した上で、積極的に協力します。

財源構造

(単位：百万円)

	収 入		支 出
前年度からの繰越金	-	業務経費	0
運営費交付金	0	施設整備費	-
施設整備費補助金	-	受託経費	0
受託収入	0	一般管理費（注）	-
諸収入	-	人件費	-
計	0	計	0

（注）一般管理費については、各セグメントには配分しておりません。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

センターは、中期目標を達成するため、中期計画と年度計画に基づき、当事業年度においても、着実に業務運営を行ってきました。

各業務の取り組み結果と行政コストとの関係については、次のとおりとなっています。なお、詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

(注) 二重下線は、セグメント区分を表しています。

項 目	評定（注）	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. <u>家畜の視点での基盤強化のための家畜改良及び飼養管理の改善等</u>		
（１）全国的な改良の推進	A	431百万円
（２）遺伝的能力評価の実施	A	
（３）種畜検査の実施	A	
（４）飼養管理の改善等への取組	B	
2. <u>畜産物の需給の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等</u>		
（１）種畜・種きん等の生産・供給	A	9,883百万円
（２）６次産業化の推進等に対応した育種素材の提供等	B	
（３）家畜等の多様な遺伝資源の確保・利用	A	
3. <u>飼料の視点での基盤強化のための飼料作物の種苗の生産・供給等</u>		
（１）飼料作物種苗の生産・供給	A	597百万円
（２）飼料作物優良品種の普及支援	A	
（３）飼料作物の遺伝資源の保存	B	
4. <u>国内開発品種の利用拡大に向けた飼料作物の種苗の検査</u>		
（１）飼料作物の種苗の検査	B	178百万円
（２）認定ステータスの維持	A	

項 目	評定（注）	行政コスト
5. <u>調査・研究及び講習・指導</u>		
（１）調査・研究	A	1,684百万円
（２）講習・指導	A	
6. <u>家畜改良増殖法等に基づく検査</u>		
（１）家畜改良増殖法に基づく立入検査等	B	107百万円
（２）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査	B	
（３）カルタヘナ法に基づく立入検査等	B	
7. <u>牛トレーサビリティ法に基づく事務等</u>		
（１）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施	B	460百万円
（２）利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施	A	
（３）家畜伝染性疾患の発生等に伴う緊急検索への対応等	B	
（４）牛個体識別に関するデータの活用推進	A	
8. <u>その他センターの人材・資源を活用した外部支援</u>		
（１）緊急時における支援	A	0百万円
（２）災害等からの復興の支援	B	
（３）作業の受託等	B	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
１．一般管理費等の削減	B	
２．調達の合理化	B	
３．業務運営の改善	B	
Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画		
１．予算	B	
２．収支計画		
３．資金計画		
４．収支の均衡	B	

項 目	評定（注）	行政コスト
5. 業務運営の効率化を反映した予算の策定と遵守	B	
6. 自己収入の確保	B	
7. 保有資産の処分	B	
IV. 短期借入金の限度額	—	
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	—	
VI. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	
VII. 剰余金の使途	—	
VIII. その他業務運営に関する事項		
1. ガバナンスの強化	B	
2. 人材の確保・育成	B	
3. 情報公開等の推進	B	
4. 情報セキュリティ対策の強化	B	
5. 環境対策・安全管理の推進	B	
6. 施設・設備の整備に関する計画	B	
7. 積立金の処分に関する事項	B	
法 人 共 通		2,300百万円
合 計		15,641百万円

（注）評定の説明

S：計画を大きく上回り、かつ顕著な成果が得られた。

（中期目標達成に向け、特筆すべき業務の進捗状況にある）

A：計画を上回る成果が得られた。

B：計画どおり順調に実施された。

（このペースを維持すれば中期目標達成可能）

C：計画どおり実施されず、改善を要する。

（一部改善で中期目標を達成可能と見込まれる。）

D：計画どおり実施されず、当該業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める必要があると認められる。

—：業務実績がないため、評価対象としない。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度
評価 (注)	B	B	B	—	—

(注) 評価の説明

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1. 予算と決算との対比

要約した決算報告書は、次のとおりです。なお、詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収入			
前年度からの繰越金	826	826	
運営費交付金	6,662	6,662	
施設整備費補助金	1,451	199	注 1
受託収入	201	248	注 2
諸収入	1,418	1,608	
農畜産物売払代	1,388	1,562	注 3
その他の収入	31	47	
計	10,559	9,544	
支出			
業務経費	2,127	2,113	
うち家畜改良関係経費	1,890	1,917	
種畜検査関係経費	18	15	注 4
飼料作物種苗関係経費	89	75	注 4
技術の普及指導関係経費	28	25	注 4
家畜個体識別関係経費	103	81	注 4
施設整備費	1,592	199	注 1
受託経費	201	248	注 2
一般管理費	291	367	注 5
人件費	6,347	5,852	注 6
計	10,559	8,779	

注 1：施設整備費補助金の繰り越しが承認されたため。

注 2：受託件数及び金額が増加したため。

注 3：肉用牛及び枝肉の出荷数量が上昇したため。

注 4：他の事業に係る施設や設備の整備を優先したため。

注 5：情報セキュリティの強化などを実施することにより、法人基盤の強化を図ったため。

注 6：人事異動等に伴い、人件費の支払額が減少したため。

12. 財務諸表

要約した財務諸表は、次のとおりです。なお、科目の説明につきましては、「16. 参考情報 (1) 要約した財務諸表の科目の説明」をご覧ください。また、詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

なお、(※1)～(※8)は、財務諸表の体系内の情報の流れを示しています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	2,261	流動負債	1,740
現金及び預金(※1)	1,588	運営費交付金債務	539
その他	673	引当金	362
固定資産	44,048	その他	840
有形固定資産	38,243	固定負債	8,852
その他	5,805	資産見返負債	3,031
		引当金	5,700
		その他	121
		負債合計	10,592
		純資産の部(※2)	金額
		資本金	48,162
		資本剰余金	△13,014
		利益剰余金	569
		純資産合計	35,716
資産合計	46,309	負債純資産合計	46,309

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
損益計算書上の費用	15,016
経常費用（＊３）	8,777
臨時損失（＊４）	6,239
その他行政コスト（＊５）	625
行政コスト合計	15,641

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金 額
経常費用（＊３）	8,777
業務費	7,236
受託業務費	258
一般管理費	1,281
財務費用	2
雑損	0
経常収益	8,893
運営費交付金収益等	7,040
事業収益	1,566
受託収入	248
財務収益	0
雑益	39
臨時損失（＊４）	6,239
臨時利益	6,242
前中期目標期間繰越積立金取崩額（＊６）	6
当期総利益（＊７）	126

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	純資産 合 計
当期首残高	48,162	△12,535	450	36,077
当期変動額	0	△479	119	△360
固定資産の取得 その他行政コスト (※5)		146 △625		146 △625
前中期目標期間繰越 積立金取崩額(※6)			△6	△6
当期総利益(※7)			126	126
当期末残高(※2)	48,162	△13,014	569	35,716

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	898
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,097
財務活動によるキャッシュ・フロー	△60
資金増加額	259
資金期首残高	1,847
資金期末残高(※8)	1,588

(参考) 資金期末残高と現金及び資金との関係

(単位：百万円)

	金 額
資金期末残高(※8)	1,588
定期預金	0
現金及び預金(※1)	1,588

1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産残高は、46,309 百万円となっており、その内訳は、土地 25,383 百万円をはじめとする有形固定資産 38,243 百万円と、現金及び預金 1,588 百万円が大部分を占めています。また、債務残高は、10,592 百万円となっており、その内訳は、未払金 765 百万円などとなっています。

純資産の残高は、35,716 百万円であり、資本金・資本剰余金のほかに利益剰余金 569 百万円を有しています。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、15,641 百万円となっています。損益計算書上の費用 15,016 百万円に加え、その他行政コスト 625 百万円を計上しています。その他行政コストの内訳は、現物出資財産・施設整備費補助金で取得した固定資産の減価償却相当額 592 百万円などとなっています。

(3) 損益計算書

経常費用は 8,777 百万円、経常収益は 8,893 百万円であり、経常利益 116 百万円を計上するとともに、当期総利益は 126 百万円となっています。セグメントごとの経常費用は、畜産物の需要の変化に応じた優良な種畜・種きん等の生産・供給等 5,568 百万円、調査・研究及び講習・指導 949 百万円などとなっています。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、35,716 百万円となっています。資本金に変動はありませんが、資本剰余金については、施設整備費補助金で固定資産を取得したことにより 146 百万円増加したものの、その他行政コスト 625 百万円を計上したため、479 百万円減少しています。利益剰余金については、前中期目標期間繰越積立金を 6 百万円取り崩したものの、当期総利益 126 百万円を計上したため、119 百万円増加しています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、898 百万円と、前年度比 550 百万円減少となっています。これは、運営費交付金の入金が前年度比 447 百万円減少となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△1,097 百万円と、前年度比 37 百万円減少しています。これは、固定資産の取得による支出が前年度比 34 百万円増加となったことが主な要因です。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△60 百万円と、前年度比 1 百万円減少となっています。これは、ファイナンス・リース債務の返済（元本償還）による支出が前年度比 1 百万円増加したことが要因です。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

センターは、通則法に基づき、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を、業務方法書に定めています。その実施状況は次のとおりです。

<役員会>（業務方法書第2条の3）

センターは、その業務運営、ガバナンスの強化、情報公開等の推進及び情報セキュリティ対策の強化等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置しています。

役員会に附議する事項は、（1）センターの業務運営、ガバナンスの強化、情報公開等の推進及び情報セキュリティ対策の強化等に関する重要事項、（2）組織及び人事に関する重要事項、（3）財務及び資産に関する重要事項、（4）その他センターの運営に関する重要事項となっており、当事業年度においては、6月、12月、2月に開催しています。

<内部統制監視委員会・内部統制委員会>（業務方法書第2条の5）

センターは、内部統制推進を目的とし、内部統制委員会を設置しています。

また、センターは、コンプライアンスの徹底を図るため、内部統制監視委員会を設置しています。内部統制監視委員会で調査・審議する事項は、（1）役職員等の行動規範の策定及び改正に関する事項、（2）内部統制の推進に関する事項、（3）リスク管理に関する事項、（4）業務検討会の検討状況を踏まえた業務監視に関する事項、（5）役職員等の違法行為等の発生又はそのおそれがあることを通報することに関する事項、（6）各種委員会におけるコンプライアンスに関する事項、（7）違法、違反又は不正な行為若しくは反社会勢力に関する行為を含む公序良俗に反する行為の再発防止に関する事項、（8）その他コンプライアンスの徹底に関する事項となっており、当事業年度においては、6月と3月に開催しています。

<リスク管理委員会>（業務方法書第2条の6）

センターは、リスクに関する評価及び対応を図るため、リスク管理委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（1）業務部門のフロー図の作成状況、（2）内在するリスクの把握、（3）リスクの分析・評価、（4）リスクへの対応状況の確認・検証、（5）危機への対応（対応方針・広報方針・体制の決定）、（6）危機対応後の対応（再発防止策の決定）、（7）施設の点検及び整備状況、（8）

事故・災害等に係る計画及び事業継続計画の策定、（９）事故・災害発生時の対応となっており、当事業年度においては、10月に開催しています。

また、各部局の長は、半期に1度、リスク管理の実施状況を報告し、問題点等があると認められた場合には、委員会において、確認・検証を行っています。

<監事監査>（業務方法書第2条の7）

監事は、（１）中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査、（２）理事長の意思決定の状況の監査、（３）理事長による内部統制システムの構築・運用状況の監査を実施するとともに、事業年度を通じて業務を監査することにより、農林水産大臣に提出する財務諸表が、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて検証します。

なお、監査は監査計画に基づき実施し、必要と認める場合に臨時に実施します。業務運営の横断的な点検を行うため、当事業年度においては、6か所の実地監査を実施しています。

<内部監査>（業務方法書第2条の8）

センターは、センターの業務が適正かつ効率的に執行されているか検証するとともに、不正防止及び誤謬の低減を目的として、内部監査を実施しています。

内部監査は、監査計画書に基づき、原則として、実地監査により実施し、その結果を理事長に報告します。当事業年度においては、7か所実施しています。

<研究倫理教育推進委員会>（業務方法書第59条）

センターは、研究活動上のねつ造、改ざん及び盗用の他、二重投稿や利益相反その他の不適切なオーサiershipを含めた、研究に係る倫理に反する不適切な行為を抑止する環境の整備に取り組み、センターにおける研究倫理教育の実施及び研究活動及び研究支援活動を行う全ての職員を対象とした研究倫理教育を定期的に履修させるため、研究倫理教育推進委員会を設置しています。

当年度においては、研究倫理教育及び調査研究活動を行う者への調査研究倫理教育プログラム履修の状況等を検討するため、7月に開催しています。

<契約監視委員会>（業務方法書第99条）

センターは、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保し、また、自律的かつ継続的な調達等の合理化の取組を点検するため、契約監視委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（１）調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検、（２）新規の随意契約の妥当性の点検、（３）一者応札・応募案件について、その改善の可否についての点検、（４）その他理事長が必要と認めた事項となっています。また、

センターが発注する建設工事について、入札及び契約手続の運用状況等についてセンターから報告を受けるとともに、委員会が抽出し、又は指定した建設工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等についても、審議を行います。当事業年度においては、6月と12月に開催しています。

<情報セキュリティ委員会>（業務方法書第104条）

センターは、情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、情報セキュリティ委員会を設置しています。

委員会で審議する事項は、（１）保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の影響度等を分析し、リスクを評価した結果を踏まえた、統一基準群に準拠した対策基準並びに業務、取り扱う情報や情報システムについての全体方針や情報セキュリティ管理を推進するための計画策定、（２）①サーバ室又は執務室等の施設又は環境について、管理対策が講じられている区域の単位ごとの要管理対策区域の決定及び当該区域における施設又は環境に係る対策の決定、②情報セキュリティ管理に関する実施手順の整備及び見直し並びに実施手順に関する事務の取りまとめ、③情報セキュリティ管理に係る教育実施計画の策定及び当該実施体制の整備、④管理者及び管理補助者を対象とした情報システムの調査、情報システムの操作及び職員への説明等の業務を実施するために必要となる教育実施計画の策定及び当該実施体制の整備、⑤情報セキュリティ管理に係る自己点検計画の策定及び実施手順の整備、⑥例外措置の適用審査記録の台帳の整備、⑦情報セキュリティインシデントに対処するための緊急連絡窓口の整備、⑧全ての役職員に対する連絡網の整備、⑨その他情報セキュリティ管理に係る事務となっており、当事業年度においては、11月と3月に開催しています。

また、情報セキュリティについて、実際の運用が規程に準拠しているかどうかを確認するため、監査実施計画に基づき、情報セキュリティ監査を行い、その結果を理事長に報告しています。当事業年度においては、7か所で実施しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- 平成 2 年 農林水産省家畜改良センター設立
- ・新冠、日高、十勝、奥羽、岩手、福島、白河、茨城、長野、岡崎、兵庫、鳥取、中国、熊本、阿蘇、宮崎、鹿児島の各種畜牧場（支場を含む）を、家畜改良センター本所及び各牧場（支場を含む）に再編
 - ・福島種畜牧場 → 本所
 - ・白河種畜牧場茨城支場 → 茨城牧場
 - ・白河種畜牧場（福島県白河市） → 廃止
- 平成 4 年 宮崎牧場鹿児島支場（鹿児島県曽於郡大隅町）を、廃止
- 平成 5 年 日高牧場（北海道浦河郡浦河町）を、廃止
- 平成 6 年 中国牧場（広島県賀茂郡河内町）を、廃止
- 平成 7 年 熊本牧場阿蘇支場（熊本県阿蘇郡長陽村）を、廃止
熊本牧場（熊本県菊池郡西合志町）を、現在地へ移転
- 平成 9 年 岡崎牧場（愛知県岡崎市細川町）を、現在地へ移転
- 平成 13 年 独立行政法人制度の発足に伴い、独立行政法人家畜改良センターへ移行
- 平成 15 年 牛トレーサビリティ法に基づく事務等の業務を、開始
カルタヘナ法に基づく立入検査等の業務を、開始
- 平成 21 年 長野牧場を、茨城牧場長野支場に改組
- 平成 27 年 独立行政法人通則法の改正により、独立行政法人のうち中期目標管理法人へ再編

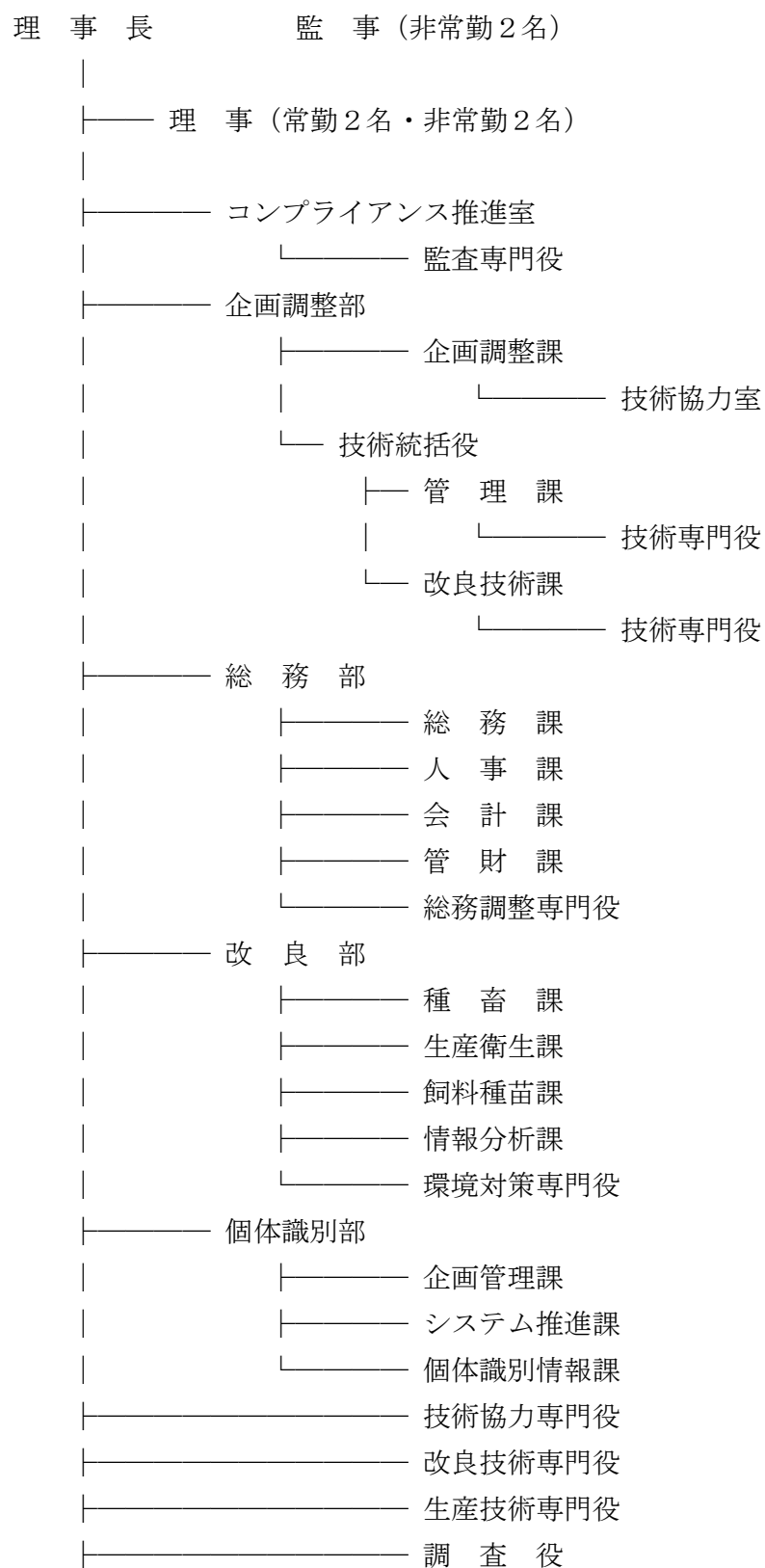
(2) 設立に関する根拠法

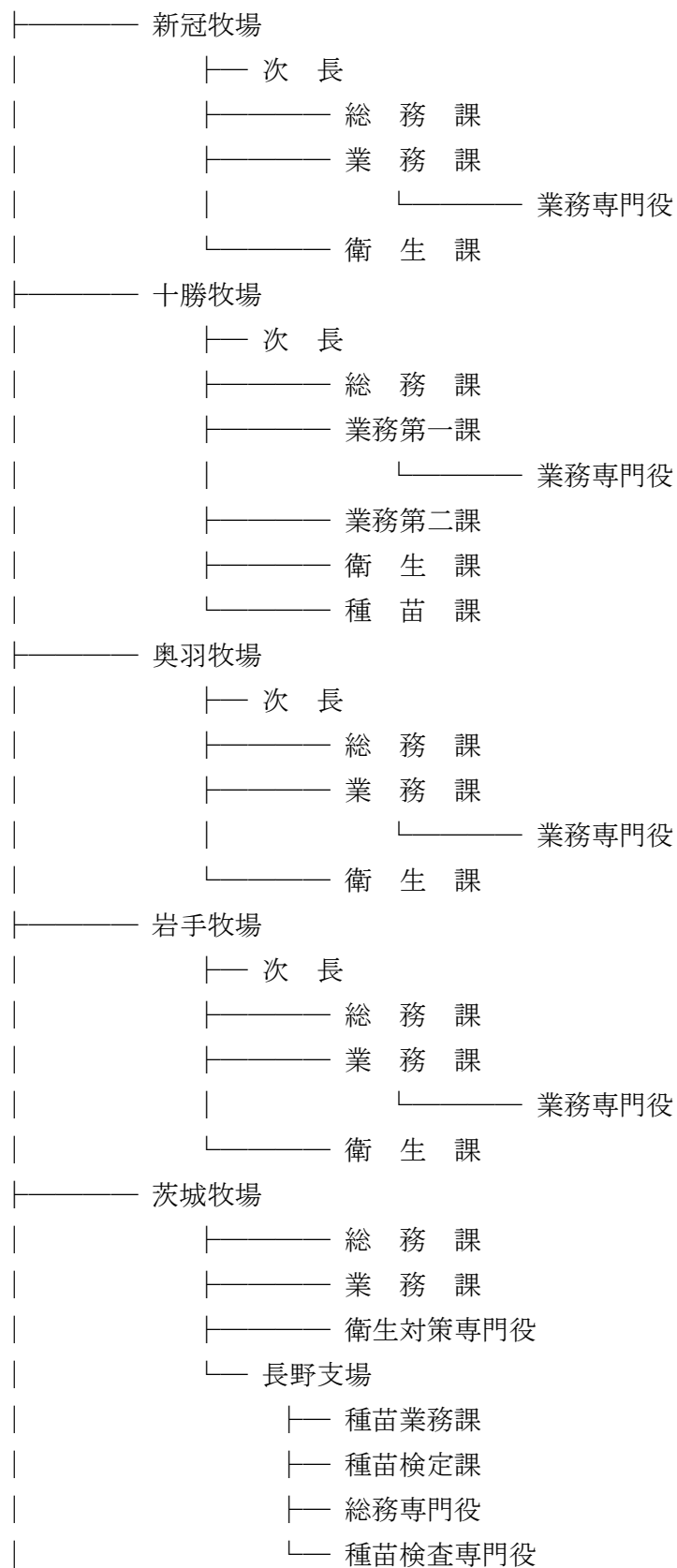
独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）

(3) 主務大臣

農林水産大臣（農林水産省生産局畜産部畜産振興課）

(4) 組織図





(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本所	：	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1番地
新冠牧場	：	北海道日高郡新ひだか町静内御園587-1
十勝牧場	：	北海道河東郡音更町駒場並木8-1
奥羽牧場	：	青森県上北郡七戸町字鶴児平1
岩手牧場	：	岩手県盛岡市下厨川字穴口72-21
茨城牧場	：	茨城県筑西市藤ヶ谷2330
長野支場	：	長野県佐久市新子田2029-1
岡崎牧場	：	愛知県岡崎市大柳町字栗沢1-1
兵庫牧場	：	兵庫県たつの市揖西町土師954-1
鳥取牧場	：	鳥取県東伯郡琴浦町大字出上14
熊本牧場	：	熊本県玉名市横島町共栄37
宮崎牧場	：	宮崎県小林市細野5157-29

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

な し

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)
資産	42,780	42,264	41,704	41,208	46,309
負債	4,927	5,147	5,289	5,131	10,592
純資産	37,853	37,117	36,415	36,077	35,716
行政コスト	7,783	7,404	7,445	7,531	15,641
経常費用	9,079	8,991	8,972	9,015	8,777
経常収益	9,139	9,084	9,058	9,172	8,893
当期総利益	585	144	100	184	126

(注1) 平成27年度は、第3期中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務の残高を、すべて収益に振り替えたため、負債の額が、著しく減少するとともに、当期総利益の額が、著しく増加しています。

(注2) 独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度(平成31年度)より、賞与引当金・退職給付引当金を計上しています。これに伴い、令和元年度(平成31年度)の負債の額が、著しく増加しています。なお、賞与・退職給付は、運営費交付金を財源としているため、資産として、賞与引当金・退職給付引当金と同額の引当金見返を計上しているため、資産の額も、同様に著しく増加しています。

(注3) 独立行政法人会計基準の改訂に伴い、令和元年度(平成31年度)より、行政コスト計算書を作成しています。このため、行政コストの額については、令和元年度(平成31年度)のみ、記載しています。平成27年度から平成30年度までについては、行政コストではなく、改訂前の会計基準に基づき作成した、行政サービス実施コスト計算書に基づき、行政サービス実施コストを記載しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

令和2年度の予算、収支計画及び資金計画は、次のとおりです。なお、詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

① 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
前年度からの繰越金	1,932
運営費交付金	7,025
施設整備費補助金	151
受託収入	201
諸収入	1,334
農畜産物売払代	1,306
その他の収入	28
計	10,643
支出	
業務経費	2,475
うち家畜改良関係経費	2,129
種畜検査関係経費	18
飼料作物種苗関係経費	104
技術の普及指導関係経費	28
家畜個体識別関係経費	197
施設整備費	1,544
受託経費	201
一般管理費	286
人件費	6,136
計	10,643

② 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	9,124
人件費	5,591
業務費	2,802
一般管理費	281
減価償却費	450
財務費用	3
臨時損失	0
計	9,127
収益の部	
運営費交付金収益	6,285
受託収入	201
諸収入	1,334
農畜産物売払代	1,306
その他の収入	28
資産見返運営費交付金戻入	1,298
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返承継受贈額戻入	0
臨時利益	0
計	9,118
純利益	△9
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9
目的積立金取崩額	0
総利益	0

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	7,782
投資活動による支出	2,823
財務活動による支出	38
次期中期目標の期間への繰越金	0
計	10,643
資金収入	
業務活動による収入	8,560
運営費交付金による収入	7,025
受託収入	201
その他の収入	1,334
投資活動による収入	151
施設整備費補助金による収入	151
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	1,932
計	10,643

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金：現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの

その他（流動資産）：現金及び預金以外の短期資産で、未収金、たな卸資産、前払費用など短期に費用化・現金化できる資産

有形固定資産：土地、建物、構築物など、長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

その他（固定資産）：有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権など、具体的な形態を持たない無形固定資産など

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

引当金（流動負債）：将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されると認められる賞与引当金

その他（流動負債）：運営費交付金債務・引当金（流動負債）以外の短期負債で、未払金、前受金など短期に弁済履行・収益化する債務

資産見返負債：運営費交付金等により、償却資産を取得した場合に計上される負債

引当金（固定負債）：将来の費用であって、その発生が当期に起因するため、当期の費用として計上するもののうち、一年以内に使用されないと認められる退職給付引当金

その他（固定負債）：資産見返負債・引当金（固定負債）以外の長期負債

資本金：国からの出資金であり、独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金：国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産に対応する独立行政法人の会計上の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

その他行政コスト：国からの出資金や国から交付された施設整備費補助金等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

受託業務費：受託研究等に要した費用

一般管理費：独立行政法人の管理に要した費用

財務費用：利息の支払

雑損：業務費、受託業務費、一般管理費、財務費用以外の経常費用

運営費交付金収益等：国からの運営費交付金等のうち、当期の収益として認識した収益

事業収益：農畜産物売払収入などの収益

受託収入：受託研究等の外部資金の受入による収益

財務収益：利息の受取

雑益：運営費交付金収益等、事業収入、受託収入、財務収益以外の経常収益

臨時損失：固定資産の除売却損、東京電力・福島第一原子力発電所事故に伴う代替牧草の輸送費等の支出等

臨時利益：固定資産の売却益、東京電力・福島第一原子力発電所事故に伴う代替牧草の輸送費の補填等の収入等

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間繰越積立金の取崩額

当期総利益：独立行政法人通則法第44条の利益処分となる利益であって、独立行政法人の財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：ファイナンス・リース債務の返済（元本償還）による支出や、不要財産に係る国庫納付等による支出が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書として、環境報告書を作成しています(①)。

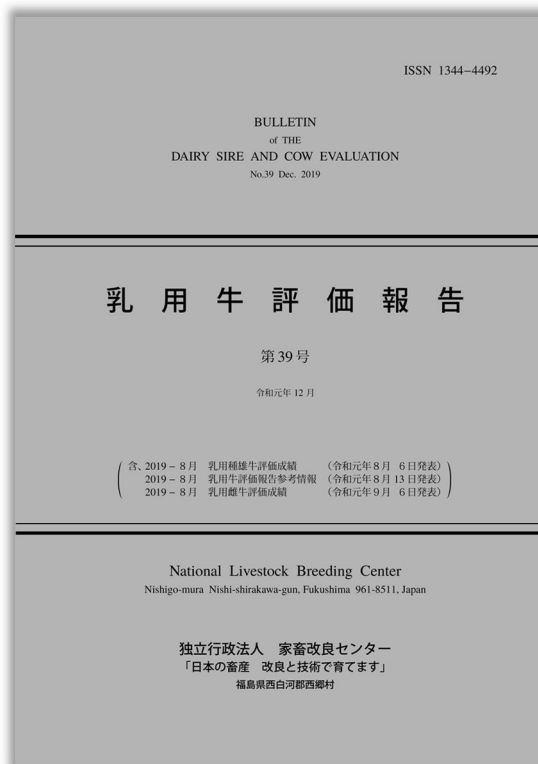
また、乳用牛の泌乳形質などについて、遺伝的能力評価を行い、その結果をホームページで公表しています(②)。

さらに、牛の個体識別台帳に記録されている牛の個体識別情報の検索および牛トレーサビリティ法に基づく届出を行うことができるWebサイトを設置しています(③)。

これら以外にも、センターのホームページでは、業務を通じて得られた知見や情報を発信しています(④、⑤)



① 環境報告書
(令和元年9月25日)



② 乳用牛評価報告
(令和元年12月16日)



③ 牛の個体識別情報検索サービス



④ 豚子宮体部胚移植マニュアル
(令和元年11月21日)



⑤ 枝肉成績とりまとめ概要
(令和元年11月25日)

これら以外にも、ホームページでは、さまざまな情報を発信しています。

